

いわき市議会史

第10期

平成12年10月～平成16年9月

「より分かりやすく親しみやすく」

時代の変化に対応し議会活性化を推進

「二世紀」がスタートした。第四次行政改革大綱の策定などを経て、市政は洗練されスマートに、議会もまた、より分かりやすく、市民に開かれた市議会であることを目指して、システム改革と議会活性化を推進。

平成十五年には「水道料金の値上げやむなし」との市の方針に対し議会は「値上げの大義名分がない。水道局の経営努力の取り組み不足」としたことから、市は水道料金改定に係る議案の提出を見送る。

1 議会活性化の推進

地方公共団体は、執行機関（市長等）と議決機関（議会）とで構成される。執行機関と議決機関は独立・対等の関係にあるながらも常に緊張関係を保ちつつ、互いに

協力して自治体の運営を行う責任がある。

しかし、住民側から見たとき、政治とは概して分かりにくいものである。「議会とは何をしているところ」と、本市議会にもそういった声がしばしば寄せられていた。議会に対する市民の理解や民意参画の意欲は決して高いとは言えず、市民にとって

の政治は選挙での投票行動で終わってしまい、以後は広報等で結果を知るだけというのが現実であった。

こうした状況に対し、本市議会は、平成十二年十一月、「いわき市議会改革調査検討委員会」を設置。市民の信頼に応え、より分かりやすく、より開かれた議会を目指してさまざまな方策の調査・検討を開始した。

議会の活性化は市政全体の活性化であり、かつ市民の市政への関心を高めるには議会と議員も変わるべきとの、いわば「隗より始めよ」との行動開始であった。こうした委員会を設置した市議会は全国的に



市民課ロビーにおける市議会ライブ中継



一問一答方式による初登壇

も珍しく、県内では本市が最も早い。

委員会は、議長から諮問を受けた以下の七項目について検討を重ねた。七項目とは①議長権威の高揚、②一般質問の活性化、③会議の市民向けテレビ放送、④市民への議会日程等のPR、⑤休日・夜間会議の開催、⑥専決処分への適切な対応、⑦その他議会の活性化に必要な事項というものである。

委員会では、市民の意向把握のため、約一七〇〇人を対象に行った市民アンケート、山口県下関市議会や愛知県一宮市議会など先進自治体の視察調査等さまざまな観点から調査と検討を重ね、平成十三年十一月、議会活性化策を議長に答申した。その主な内容と取り組みは以下のとおりである。

①議長権威の高揚 議長は中立公平な立場にあり、委員会の審査において案件に疑義を呈したり、賛否を表明することとは適当ではないとの判断から、常任委員会委員を辞任する。

②一般質問の活性化 問いに対する答えが明瞭となるよう「一問一答方式」を導入する。この際、質問席を議席の前に設置し、市長と対面して行う。この「一問一答方式」は平成十四年九月から導入され、本市議会が東日本での先駆けとなった。

③会議の市民向けテレビ放送 本庁舎ロビーにモニターテレビを設置して会議を中継する。各支所においても早期実現を要望する。インターネットを活用した放映も行っている。

④市民への議会日程等のPR 市民に議会情報を迅速に提供するため、議会最終日に次期定例会日程を内定し、議会だより、市広報紙、報道機関等の広報媒体を活用する。その他支所掲示板の活用や市ホームページにも議会コーナーを設ける。また議会だよりについては、一層親しまれるよう新しい名称を公募し、「ほうこく(報告)・れんらく(連絡)・そうだん(相談)」に由来して「ほうれんそう」と決定。市民との連携強化と、ほうれん草が持つ「パワー」をイ

メージしたものとなった。

⑤休日夜間会議の開催 平日の日に会議の傍聴や放送の視聴ができない市民のために開催してはとのことだったが、インターネットの録画中継により、いつでもだれでも視聴することが可能となったことにより、実施しなくても、目的は十分に達成されていることから実施はしないこととした。

⑥専決処分への適切な対応 専決処分とは、議会の権限に属する事項を市長が代決して執行するものを言う。それゆえ、運用にあたっては拡大解釈することなく、慎重に行われるべきものである。議会は事前説明の徹底を求めることとした。

これら改革が実施されたことにより、市政や議会への関心と理解は確実に高まり、議員には分かりやすい、そしてもっと知りたいという声が届けられたこともある。そして議会・議員もまた市民の目をより強く意識することとなり、緊張関係も保たれている。

なお、議会改革調査検討委員会は、平成十七年四月から検討事項を新たに「議会改革推進検討委員会」と名称を改め、現在も議長の諮問機関として設置されている。

2 サイクルパーク構想の中止

いわき平競輪場は、昭和二十六年の競技開始に合わせて建設・開場されたこともあり、平成の時代になるとその旧態と老朽化が目立ち、改築または新築すべきではないかという話題が市民の間でもささやかれるようになっていた。

競輪場の移転・新築に関しては、平成元年三月定例会で、初めて議事に登場した。このとき、移転を検討すべき理由として



サイクルパーク完成予想図

挙げられたのは、競輪場が市街化区域内にあり、駐車場用地の確保が困難である上に、周辺が住宅化した現状を見たとき、移転を含めて抜本的に見直す時期にきていると思うというものであった。市は、「移転を考えるべき時期と思うが、移転先の住民問題などクリアすべき問題も多く困難である。」と答弁している。

平成五年、市長は、新春の記者会見において、平競輪場の施設移転を踏まえて、コンベンション機能を持つ（仮称）サイクルパークの整備に向けて調査・検討を行うと発表した。

同年三月定例会において今後のスケジュール等について質問された市長は、「競輪場は現在地に開設以来四十二年を経過し、現在、周辺環境は敷地の狭隘や施設の一部老朽化、駐車場の確保が困難であるなど変化している。議会においても議論が活発化しており、現競輪場の移転は早期に具体的に検討する時期に来ている。さらに、中長期的視野に立ったとき、競輪場機能のみならず、首都圏との近接性を生かした会議やイベントの開催が可能な広域的交流拠点としての機能をも兼ね備えたコンベンション型のサイクルパークの建設が本市の発展に資すると考え、構想の検討に着手する。」と答弁している。サイクルパーク

構想について市長が議会で言及したのはこれが初めてであった。

市長が描くサイクルパークの青写真の中には、競輪場をドーム型にして、例えばコンサート開催ができるなど、多目的な施設の建設がある。平成六年十一月に議会に設置されたサイクルパーク建設特別委員会では、先進事例として全天候ドーム型スタジアムを有する群馬県前橋競輪場などへの視察を行うなど、調査・検討を行ってきた。

一方、市民の間からは、「建設費用が膨大であるのに採算は合うのか。」「ドーム型の競輪場よりも市民プールの建設など他のスポーツ施設の建設を優先してほしい。」といった声が議会にも届いていた。

（仮称）サイクルパーク整備計画の一時



いわき金成公園土地利用計画図

凍結・見直しを選挙公約に掲げ当選した市長は「(仮称)サイクルパーク構想について、広く市民の声を聞いて見直すこととした。見直しにあたっては、財政の健全性の堅持と、競輪場の移転を推進することを前提に、整備方針や中核施設の導入機能、さらには競輪場跡地の有効活用等について、市議会の論議を尊重しながら見直しを図っていきたい。まず、条例に基づき各界各層の市民の皆様で構成される審議会を設置し、審議することとしたい。」とし、その後、審議会からの答申内容を踏まえ、整備に向け検討を重ね、平成十三年六月定例会において市長は次のとおり報告をしている。

「バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷やレジャーの多様化、さらには相次ぐ場外車券売り場、いわゆるサテライトの進出等の情勢の変化に伴い、競輪事業における車券売り上げが急激に落ち込み、現在、一般会計への繰り出しや競輪事業基金への積み立てが極めて厳しい状況となっている。

このことから、本年四月には、いわき平競輪を取り巻く環境の変化に即応した、今後の競輪事業運営並びに施設整備のあり方について、競輪事業関係者や市民有識者で構成されたいわき市競輪事業運営懇話会を設置し、幅広い観点から議論をお



春の観察会

願いしてきたところであり、去る五月十四日には、効率的な事業運営の展開と、現有施設のリニューアルを主な内容とした提言を受けたところである。

市としても、提言の内容を踏まえ、今後の競輪事業運営等について検討を行った結果、本場を核とした車券販売のネットワークの確立や、競輪ファンのニーズへの対応、及び経常経費の削減など、効率的な事業運営を進めるとともに、これらを行う環境づくりとしての施設整備、特に本場施設について、早急な整備が必要不可欠であると判断した。

こうした状況を踏まえ、熟慮に熟慮を重ね

ねた結果、いわき平競輪本場の移転を前提とした現在の(仮称)サイクルパーク整備計画については、これを見直す必要があると判断し、後世に負の遺産を残さないという私の信念から、中核施設については建設を中止することを決断したところである。」

現在、移転予定地であった場所はいわき金成公園として、自然に配慮した里山公園として整備されている。

なお、第一期「いわき平競輪場のリニューアル」も併せて参照されたい。



秋の観察会

3 水道料金改定の見送り

平成十五年十一月臨時会において、市長は「本年十月、水道事業経営審議会より水道料金制度について、平成十六年度からの水道料金について平均八・四二％の値上げやむなし、との答申があった。」と説明した。

その一年前となる平成十四年十月、水道事業経営審議会は、水道事業経営のあり方と水道料金制度について市に答申を提出。その内容は、「現在の景気の状態を考慮し、平成十五年度に不足する資金は、企業債借り入れで対応することとし、水道料金は据え置く。しかし、平成十六年度以降の水道料金制度については、平成十四年度の決算を踏まえた財政計画に基づき検討する必要がある。」というものであった。

市は、この答申を受け、平成十四年十一月、審議会に平成十六年度以降の水道料金制度について諮問を行った。

そして平成十五年十月、審議会は再び答申を行った。

答申は「本市の水道事業は、水道施設が他市と比べて非常に多いなどの特殊性がある。市民に安全で良質な水道水を安定して供給するためには、老朽施設の更



水道局庁舎

新や財務体質の改善を図ることなどが重要な課題である。平成十六年度から平成十八年度までの財政計画に掲げる事業についてはいずれも必要な事業であり、さらなる事業経営の健全化を図るには、平成十六年度からの水道料金については、必要最小限の値上げはやむを得ない。」との内容だった。

そして市は、水道事業を取り巻く厳しい状況を十分考慮しながら、この答申内容を十分に精査すると回答。

そして、この答申をもとに、次期定期会において水道料金改定のための基準を進めた。

一方、議会においても会派ごとにこの内容について調査と検討が行われた。しかし、水道利用状況や財源等について調査を進めていく中で、審議会が答申してきた「値上げやむなし」の根拠としていた「財源はない」という理由に対し、調査の過程で財源たり得るものを見つけることとなった。それが「企業職手当」であった。

また、水道局は庁舎新設の費用を料金の値上げでもって補填するとの話もあった。しかし、企業努力なしでの安易な料金値上げは認められず、何より値上げの大義名分もない。このような中で、当局としては、否決されることが明々白々な議案を



平浄水場

議会に提出することはできない。

そして平成十五年十二月定例会。結果として水道料金改定にかかる議案は提出されなかった。その理由について、市長は以下のとおりを答弁している。

「去る十一月二十五日、いわき市議会明世会長から、会派の総意として、水道事業経営審議会からの答申書の取り扱いについて申し入れがありました。答申書で触れられた今後の企業努力として、水道局組織の簡素化や業務委託の拡大等五項目、および口頭で一項目の申し入れがあり、それが検証できるまでは、水道料金改定に係る給水条例の改正には否をもつて臨まざるを得ないとの内容であり、この申し入れを重く受け止め、今後の企業努力の進捗状況を見きわめながら改めて水道料金制度について当審議会に諮り、今期の市議会定例会への水道料金改定に関する条例改正案の提出を見送ることとした。」

議案が議会に提出される前に、市に対して水道事業経営審議会の答申に反対するという申し入れを行うという異例の展開となったが、市当局並びに当局は、企業努力に積極的に取り組むことを確約し、経営審議会においては、以後の事業計画を含めて中期財政計画についての審議を継続することとなった。



平浄水場増設工事竣工式

4 条例案二八年ぶりに原案を修正可決

本市議会は、平成十六年六月定例会において議案「いわき市国民健康保険条例の改正について」を修正し、これを可決した。条例案が修正可決されるのは、実に二八年ぶりのことであった。

いわき市の国民健康保険運営事業に赤字はなく、健全に推移していた。しかし、国保への加入者増加などにより、将来的には赤字に転落しそうであるとの見通しがあり、一般質問においても、税率の引き上げは、たびたび議題となってきた。

このときに提出された原案は、国民健康保険事業について、前年度の決算状況を精査し、かつ平成十六年度における医療費及び介護納付金の動向を踏まえて必要税額を算定した結果、今後も安定的で円滑な運営を図るためには、現行の税率を改正する、すなわち税率を引き上げる必要があるというものであった。

平成時代初期の、いわゆるバブル経済の崩壊に発する「平成不況」により、企業の倒産数や失業者数は増加し、国保に加入する世帯を急増させた。同時に国保税滞納世帯も増え、国保事業の運営については、全国の自治体が頭を悩ませていた。

本市の場合も、国保税の滞納者が多いという状況であった。議会でも執行部に対して「滞納率を下げるべき」と言い続けてきた経緯がある。

また、同じ病気で何カ所もの病院にかかる「多重診療受診者」が多いという傾向もあり、これについても何らかの対策は必要と思われる。

一方、市には、国保事業における黒字分を積み立ててきた「国民健康保険基金」があり、平成十四年六月定例会では、この基金を取り崩すことで国保税を引き下げてはどうか、という質疑もあった。

しかし、基金は、高額な医療費の発生や予測しがたい要因に基づく保険財政の変動に対応するための「貯金」である。将来の明確な財政見通しがなくまま安易に取り崩すことは国保事業の運営上、適切ではない。

市民福祉常任委員会では、税率の引き上げ等について当局からの趣旨や、滞納解消への取り組み、医療費の適正化などについて説明を受け、審査を行ったほか、国民健康保険財政の収支計画、世帯構成・所得に応じたモデル家庭の設定による税額試算の比較検討など、慎重に審査を行った上で市民福祉常任委員会に修正案が提出され、本会議において可決された。

修正案は、一世帯及び一人あたりの医療分に係る国保税について、原案からそれぞれ七〇〇

円引き下げて、二万八三〇〇円、二万二三〇〇円とするものなどで、結果として八・五五％とされていた引き上げ率が七・四二％に縮減された。また、財源を基金に求める件に関しては、二億円を予定していた基金の取り崩し額に一億円を増額した三億円とするものであった。

委員からは「厳しい社会経済情勢を考慮し、市民負担の軽減策を講じた原案であるが、その効果は十分とは言えない。赤字幅をしっかりと増税するのではなく、実効ある健康施策の展開や保険税徴収率の向上に向けた一層の対策を求める。」との説明と要望があった。

基金の取り崩し増額は平成十六年度のみとして、さらに次年度以降までに、滞納率の改善、多重診療受診者への啓蒙などが当局への要望として出された。

結果として、基金の取り崩し増額は平成十六年度においてのみ行われ、また、当局による努力の甲斐もあって、国保税の収納状況も改善された。

以後、国保事業は平成二十八年度に至るまで、順調・適正な運営が続いている。

なお、本市議会の六月定例会は、例年、国保に関する議論がよく行われることから「国保議会」とも呼ばれている。議会と当局は、市民の健康を守るという事業の第一義を常に重視しながら、国保事業に係る予算運用等について、活発な議論が行われている。

5 第四次行財政改革大綱を策定

二一世紀を目前に控えた平成十二年度は、同四年に策定された「いわき市第四次総合計画」並びに、同七年度策定の「いわき市第三次行財政改革大綱」がともに最終年を迎える年度であった。

新しい世紀を迎えようとするこの時代は、地方自治体を取り巻く社会・経済状況が大きく変化しようとしていた。急速に進展するIT革命による高度な情報化社会、インターネットが瞬時に世界を結び、国内では少子高齢化や長期の景気低迷、顕在化する環境問題など、行政システムのあり方自体が、抜本的に問い直される変革の時代であった。

また、いわき市は、平成十一年四月に中核市へと移行し、さらに同十二年度には地方分権一括法の施行により、市として担うべき役割がますます拡大することとなり、より自主的で自立したまちづくりを推進するための新たな行政システムの構築も必要となっていた。

このような状況の中、平成十二年度には、第五次総合計画及び第四次行財政改革大綱の策定が大きなテーマとなっていた。

平成七年度からスタートした第三次行財政改革大綱では、例えば財務会計システムのオンライン化、戸籍事務の電算化、学校給食調理部門の一部パート化、配送部門の民間委託、学校用務員の民間委託、諸施設の管理運営の民間委託等、適正な職員定員管理に努め、大きな成果を上げてきた。

第四次においては、これら成果を評価しつつ、なお一層の改革と改善を目指すものとなる。議会においても、こうした市の目標と努力に対し質疑を行い執行部の考え方を質している。

なお、平成十二年十二月定例会において、市長は、「本市は、これまで簡素で効率的な行財政の運営を目指し、市民の皆様の御理解と御協力のもとに、職員が一丸となって、市政全般にわたる見直し、改善に取り組んできた。

その基本方針である現在の行財政改革大綱の推進期間は、平成十三年三月末日をもって終了することになるが、今後とも引き続き積極的な行財政改革を推進していく必要があることから、去る十一月二十一日に新たな行財政改革大綱を策定した。

新たな大綱の策定にあたり、広く市民の意見等を反映させるため、各界各層の

代表者や有識者、さらには公募による委員で構成する市行財政改革懇談会を設置し、行財政全般にわたる改革・改善に関する提言をいただいた。

その後、この提言を十分尊重しながら、市行財政改善委員会等において検討を行い、現大綱の基本的精神を継承するとともに、新たにスタートする市総合計画との整合性を図りながら、外郭団体の見直しを初め、財政の健全化やITの進展に対応した情報化の推進、さらにはPFI、いわゆる民間資金主導による民間活力の活用など、本格的な地方分権の時代や、今後の社会経済情勢の変化に対応できる新たな行財政改革大綱を策定することができた。

新たな大綱は、平成十三年度からおおむね五年間の本市における行財政の改革・改善に当たつての基本的方針を定めたものであり、今後は、この大綱を具現化するための具体的な改革・改善事項を定めた実施計画や行動計画を本年度中に策定し、さらなる行財政の改革・改善に取り組んでまいりたいと考えている。」と述べ、新たな行財政改革についての考え方を示している。